

(3) 公有財産台帳の除却処理漏れ

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容															
茨木土木事務所	<p>大阪府公有財産台帳等処理要領によれば、売却、撤去等で資産の滅失が生じた場合は、公有財産台帳から除却処理を行うと規定されている。</p> <p>下表に記載の資産について、更新等の工事に伴い旧資産を撤去したにもかかわらず、工事担当者がシステム入力を失念したため、除却処理が行われず、その結果、公有財産台帳上の資産残高及び大阪府新公会計制度上の資産残高が過大計上となっていた。</p> <p>撤去資産の概要</p> <table border="1" data-bbox="552 779 1590 1062"> <thead> <tr> <th>撤去日</th> <th>更新等工事名</th> <th>撤去資産</th> <th>撤去資産の取得原価</th> <th>撤去資産の簿価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年 8月10日</td> <td>一般府道高槻茨木線交差点改良工事</td> <td>歩道橋</td> <td>3,926千円</td> <td>203千円</td> </tr> <tr> <td>平成24年 12月25日</td> <td>主要地方道枚方亀岡線舗装補修工事(原2工区)</td> <td>路面舗装</td> <td>9,342千円</td> <td>0千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等(以下「異動」という。)により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。なお、登録を行う際の事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p>	撤去日	更新等工事名	撤去資産	撤去資産の取得原価	撤去資産の簿価	平成24年 8月10日	一般府道高槻茨木線交差点改良工事	歩道橋	3,926千円	203千円	平成24年 12月25日	主要地方道枚方亀岡線舗装補修工事(原2工区)	路面舗装	9,342千円	0千円	<p>公有財産台帳において保有資産の実態を適切に表すため、撤去された資産については、速やかに公有財産台帳から除却処理されたい。</p> <p>除却処理もれを防止するため、工事担当者に対して除却処理の入力を周知徹底されたい。</p> <p>また、公有財産台帳からの除却処理は工事担当者が行い、契約事務担当者が関与する手続とはなっていないが、工事担当者から契約事務担当者に除却処理に関する情報を伝達するルールを定める等により、契約事務担当者も資産の除却に関する状況を把握し、支出命令の決裁時に除却処理をチェックできる仕組みを検討されたい。</p>	<p>撤去された資産について、公有財産台帳から除却処理を行った。</p> <p>また、除却処理漏れを防止するため、工事担当者へ除却処理の入力を行うよう所内で周知徹底した。</p> <p>今後は、支出命令の決裁時に、契約事務担当者と工事担当者で相互確認を行うことにより、除却処理をチェックする。</p>
撤去日	更新等工事名	撤去資産	撤去資産の取得原価	撤去資産の簿価														
平成24年 8月10日	一般府道高槻茨木線交差点改良工事	歩道橋	3,926千円	203千円														
平成24年 12月25日	主要地方道枚方亀岡線舗装補修工事(原2工区)	路面舗装	9,342千円	0千円														